大和市告示第208号

大和市賃貸物件による民間保育所整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように 定める。

平成26年12月26日

大和市長 大 木 哲

大和市賃貸物件による民間保育所整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 大和市賃貸物件による民間保育所整備事業費補助金交付要綱(平成22年大和市告示第45号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱

第1条中「賃貸物件による民間保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所のうち、国、都道府県及び市町村以外の者が設置するものをいう。以下同じ。)の設置」を「国、都道府県及び市町村以外の者が賃貸物件等により児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業(以下「家庭的保育事業」という。)若しくは同条第10項に規定する小規模保育事業(以下「小規模保育事業」という。)を開始し、又は法第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)を設置する事業」に、「神奈川県安心こども交付金事業費補助金交付要綱及び事業実施要領の制定について(平成21年3月31日付子家第2821号神奈川県知事通知。以下「通知」という。)」を「神奈川県保育緊急確保事業費補助金交付要綱(平成26年4月1日施行。以下「県事業要綱」という。)、神奈川県安心こども交付金事業費補助金交付要綱(平成21年4月1日施行。以下「県基金要綱」という。)」に改める。

第2条を次のように改める。

(補助の対象者)

- 第2条 補助の対象者は、次条各号に掲げる補助の対象事業(以下「補助事業」という。)の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者とする。
 - (1) 次条第1号の補助事業 法第35条第4項の規定により保育所を設置する者であって、継続的 に保育を実施することができるもの
 - (2) 次条第2号の補助事業 大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱(平成25年大和市告示第211号)第2条に規定する補助対象施設を運営する者
 - (3) 次条第3号及び第4号の補助事業 法第34条の15第2項の規定による市長の認可を得て

家庭的保育事業又は小規模保育事業を行おうとする者

第3条の見出しを「(補助事業等)」に改め、同条中「補助の対象事業(以下「補助事業」という。)」を「補助事業及び補助対象費用」に、「既存の建物を借り上げて新たに民間保育所を設置し、保育を実施する場合に必要な保育所開設準備費、改修費等及び賃借料に係る」を「次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同条ただし書中「ただし、」の次に「改修費等にあっては、」を加え、「改修等に」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 保育所整備事業 既存の建物を借り上げて新たに保育所を設置するために必要な保育所開設 準備費、改修費等及び賃借料
- (2) 認可化計画保育施設移転費補助事業 認可外保育施設の移転に必要な移転費及び仮設設置費
- (3) 家庭的保育改修事業 当該事業を開始する建物若しくは連携保育所(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条に規定する連携施設となる保育所をいう。)の改修費等又は既存の建物(自宅を除く。以下この項において同じ。)を借り上げて当該事業を開始するために必要な賃借料
- (4) 小規模保育設置促進事業 既存の建物を借り上げて当該事業を開始するために必要な賃借料 及び改修費等

第4条を次のように改める。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、補助事業に係る費用について、次の各号に掲げる費用に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - (1) 前条第1号に掲げる事業に係る費用 県基金要綱に基づき算出した補助基準額に4分の3を 乗じて得た額
 - (2) 前条第2号に掲げる事業に係る費用 県事業要綱に基づき算出した補助基準額
 - (3) 前条第3号に掲げる事業に係る費用 県基金要綱に基づき算出した補助基準額
 - (4) 前条第4号に掲げる事業に係る費用 県基金要綱に基づき算出した補助基準額に4分の3を 乗じて得た額

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(第3号に係る部分に限る。)、第3条の改正規定(第3号及び第4号に係る部分に限る。)及び第4条の改正規定(第3号及び第4号に係る部分に限る。)は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法

律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号。以下「整備法」という。) の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定の適用については、平成27年1月1日から整備法の施行の日の前日までの間、同要綱第1条の規定中「児童福祉法」とあるのは「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)第6条の規定による改正後の児童福祉法」と読み替える。